

感染症の予防及び
蔓延の防止のための指針

社会福祉法人喜成会

喜成会ホームヘルプサービス

1. 「感染症の予防及び蔓延の防止のための指針」作成の目的

利用者の居宅や事業所における感染症の予防及び蔓延の防止のために必要な措置を講じるために体制を整備し、利用者やその家族及び職員の安全を確保するために必要な対策を実施することを目的として本指針を作成する。

2. 感染症の予防及び蔓延の防止のための体制

(1) 感染症対策委員会の設置

当事業所では、感染症の予防及び蔓延の防止にあたり、感染症対策委員会を設置します。

(2) 感染症対策委員の構成

当事業所管理者、感染対策委員(サービス提供責任者)。必要に応じ当法人の看護師等を加える。

(3) 委員会の開催

委員会は概ね6ヶ月に1回以上定期的に開催する。(必要時は随時開催)

(テレビ電話、ZOOM等のオンライン設備を活用しても行えるものとする)

(4) 感染症対策委員会の実施内容

- ① 感染症対策マニュアルの作成、見直し
- ② 感染症の予防対策及び発生時の対策の立案
- ③ 感染症予防及び蔓延の防止のための研修の計画・実施
- ④ 職員の健康状態の把握、維持について
- ⑤ 利用者の感染症等の既往の把握
- ⑥ 感染症発生時の対応・報告について
- ⑦ 感染症対策実施状況の把握と評価

(5) 感染症の予防及び蔓延の防止のための研修

感染症対策委員会は、職員に対して、感染症対策の基礎知識の周知徹底を図るとともに指針に基づいた衛生管理と衛生的なケアの実施を目的とした研修を行う。

- ① 新規採用者に対し、採用時に基本的な感染症予防等対策に関する研修を行う。
- ② 全職員に対象として、感染予防対策等に関する研修を年1回以上実施する。
- ③ 外部で実施されている研修への参加や、その他必要に応じて研修を実施する。
- ④ 実施に事業所・利用者宅で感染症が発生した場合を想定した訓練を実施する。

3. 平常時の対応

(1) 事業所内の衛生管理として感染症の予防及び蔓延の防止のため、日頃から整理整頓を心掛け、換気、清掃、消毒を定期的に行い、事業所内の衛生管理、清潔保持に努める。

(2) 職員の標準的な感染対策として、以下の事項について徹底する。

- ①就業前の検温、体調(咳、鼻水、のどの痛み、嘔吐や下痢等)の報告
- ②サービス中のマスク、ゴム手袋、エプロンの着用。サービス前後の手洗い、手指消毒
- ③必要に応じ、防護具の使用(ガウン、ゴーグル、フェイスシールド等)
- ④環境整備(換気、清掃等)

4. 感染症発生時の対応について

(1) 利用者の健康管理上、感染症を疑う場合は速やかに管理者に報告すること。管理者は報告を受けた場合、事業所の職員に必要な指示を行う。

(2) 職員は感染症等が発生したとき、またはそれが疑われる状況が生じた場合は、感染及び蔓延防止のため、速やかに以下の手順に従って対応する。

- ①発生時は、手洗いや排泄物・嘔吐物等の適切な処理を徹底し、職員を媒介して感染を拡大させることのないよう、特に注意を払うこと。
- ②感染者または感染が疑われる利用者の居宅を訪問する際には、訪問直前に使い捨ての防護具(ガウン、マスク、ゴーグル等)を着用する。また、訪問後は速やかに使用した防護具等を適切に処理し、手指消毒等を行うこと。
- ③利用者の感染が疑われる際には、速やかに関係機関に連絡を入れ、サービスの一時中断、またはサービス内容の変更等の対応を行う。
- ④別に定めるマニュアルや事業継続計画等に従い、感染症対策を実施する。

(3) 感染症等が発生したときは、必要に応じて、職員への周知、家族への情報提供と状況の説明等を行う。

(4) 報告が義務付けられている感染症等については、速やかに行政監督庁および保健所へ報告し、指示を仰ぐほか、今後の対応について相談する。

5. 本指針の閲覧及び周知

(1) 指針及び感染症対策に関するマニュアル、事業継続計画等は委員会において、定期的に見直し、必要に応じて改正するものとする。

(2) 指針は誰でも閲覧ができるよう事業所に備え置くとともに、法人ホームページにも公開する。

附則 令和5年4月1日から施行する。